

1. 目的

本要領は、日本工学教育協会工学教育研究講演会講演論文（以下，“講演論文”という）の応募についての要点を示す。

2. 応募資格

(1) 講演論文を応募しようとする者（以下，“著者”という。）は、1件ごとに講演論文原稿を本協会の工学教育研究講演会委員会（以下，“委員会”という。）に申込締切日までに申し込まなければならない。

た1名を登壇者とし、他を連名者とする。

(3) 登壇者の資格：①日本工学教育協会、各地区工学教育協会の個人正会員および団体会員（学校・企業等）に所属するもの。②協賛学協会の個人会員。ただし、連名者はこの限りではない。

なお、学生の発表の場合は、連名者に(3)の資格を満たす指導教員を加えること。発表には、その教員が同席することを原則とする。学生の録画登壇は事前に指導教員のチェックを受けておくこと。

(4) 講演論文の口頭発表は、講演テーマに関わらず、登壇者は1名につき3件以内とする。ポスター発表は、登壇者は1名につき1件以内とする。なお、連名者になる場合は、発表論文数に制限はない。

(5) 登壇者は、別に定める大会参加費ならびに登壇料を講演会までに納入しなければならない。

3. 講演の義務

(1) 採択された講演論文の登壇者は、必ず講演会に出席し、講演しなければならない。やむを得ず欠席する場合は、事前に委員会に文書で届け出て承認を得なければならない。

(2) 原則として代理登壇は認めない。ただし、登壇者がやむを得ず登壇できなくなった場合は、事前に文書により事由を届け出て、委員会による代理講演の承認を得た場合は、この限りではない。この場合の代理登壇者は、2.(2), (3)の要領項目による当該講演論文の連名者に限る。

4. 応募講演論文の内容

(1) 工学教育に関し、講演募集テーマに関する最新の研究・報告とする。（詳細の項目は、要項を参照のこと）

(2) 工学教育に関し、社会に広く発表し、議論を深めるのにふさわしいものが望ましい。

(3) 発表は、口頭発表かポスター発表と、大会Webサイトを利用した録画登壇を選択できる。オーガナイズドセッションは口頭発表に限る。

(4) 学生・院生の場合のみ、1ページ目左下の所属の後に（学）または（院）を付記する。

5. 応募講演論文の採択

(1) 講演論文の採否は委員会が行う。

(2) 以下の各項の応募講演論文は採択しない。

1) 別に定める講演論文応募要項に反したもの。

2) 講演論文に記した内容または説明が不十分なもの。

3) 研究内容が公知のもの。

4) 内容が商業宣伝に偏したもの。

(3) 不採択とした講演論文はその旨、理由を添えて著者に通知する。

(4) 委員会は講演論文中に商品名などの、あるいは著しく不適切な表現がある場合、著者に当該箇所の修正を求めることができる。

6. 講演論文の編集・発行

委員会は、採択された講演論文を“工学教育研究講演会講演論文集”として編集・発行する。

7. 講演論文応募要項

委員会は本要領に基づき、応募の具体的な手続き・費用などに関する“工学教育研究講演会講演論文応募要項”を別に定める。

8. 本要領の改定

本要領の改定は委員会が決定する。